

第2回秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会

議事概要

- 1 日 時 平成30年3月1日(木) 午後2時～3時30分
- 2 場 所 ルポールみずほ(秋田市)
- 3 委員の出席
出席委員数: 7名
- 4 議 事
 - (1) 報告
 - ・たばこによる健康被害防止に関する意見聴取結果
 - ・事業所等における受動喫煙防止に関する調査結果
 - (2) 協議
 - ・たばこによる健康被害防止対策の推進について

議 事 概 要

開会宣言、健康福祉部次長のあいさつの後、三浦委員長が進行した。

○三浦委員長 県民意見聴取会については、委員の皆様は遠方まで、また悪天候だった時もあったが、本日の資料をみると充実した聴取会であったと思う。委員の皆様は改めて感謝申し上げる。

県の健康秋田いきいきアクションプランに受動喫煙ゼロを目指すという文言を入れてもらった。また、県庁舎が10月1日から敷地内禁煙という報道があった。県庁敷地内には議会棟もあるが、議会棟も禁煙になってこそ本当の敷地内禁煙である。これをのろしに市町村も含め、すべての行政機関がスモークフリーになるよう、この委員会の検討も含め、全県に伝わることを期待している。

－議事3 報告 (1) たばこによる健康被害防止に関する意見聴取結果、(2) 事業所等における受動喫煙防止に関する調査結果について、事務局から報告のうえ、意見交換を実施した。－

○三浦委員長 事務局より説明があったが、委員から質問等はあるか。

－なし－

○三浦委員長 秋田会場の意見聴取会に出席した。受動喫煙で肺がんになられた方が参加されており、身につまされる思いであった。父親を肺がんで亡くされ、母親は非喫煙者だが肺がんで亡くなった方で、その方自身、小さい時から喘息があり、発作があるため小学校3年までは半分くらいしか学校に行けず、その後自分も肺がんになり、手術できたが非常につらかったということであった。目に見えない形でこのような事例が多くあると思う。切実なことであり、受動喫煙のことをもっと強くやっつけていかなければならないと思った。

○石塚委員 秋田会場の意見聴取会に参加した。医療関係の先生から、たばこの煙の受動喫煙は北京のPM2.5を相当上回るという話を聞いた。また、自分は吸わないのに親が吸っていて最終的にご自身も肺がんになったという話も聞いた。やはり、受動喫煙は目には見えないが相当害を及ぼすものだと感じた。自分も20年くらい前によくたばこをやめることができた。それまでは1年くらい禁煙しても、ちょっとした一本の過ちで喫煙生活に戻ることもあったので、喫煙者の気持ち、禁煙したくてもなかなかやめられない人の気持ちも分かるが、喫煙、受動喫煙の防止については、時代の趨勢で後戻りできないものなのではないかという思いを持った。

- 齊藤委員** 資料2の54番と60番は温泉施設の話なので、「旅館・ホテル」の項目から外していただきたい。旅館・ホテルと温泉施設は形態が全く違うものである。
- 事務局** 意見聴取の際にお話いただいたテーマで意見を整理していたものなので、54番、60番は「その他」の項目に整理させていただく。
- 齊藤委員** 子どもさんがいらっしゃるのにたばこを吸うということが心にくるものがあった。親が子どものいる空間でたばこを吸うということを、虐待に認定するということは方向性としてあるか。
- 三浦委員長** 東京都の子どもを受動喫煙から守る条例では車の中での規定があったが、このような視点を持っていただいたことはありがたい。国よりももう一步踏み込んだ内容にしようという意欲は感じている。秋田県もそう倣いたい。
- 事務局** 虐待防止法の中で、例えば、そのようなことが頻回にあったことを住民が行政機関等に通報した場合、虐待事例と認知されればあり得ることである。
- 石塚委員** 親にはおそらく虐待という認識はないだろう。車という閉鎖空間の中でたばこを吸って、同じ空気を吸わざるを得ない状況、PM2.5の害があると意見聴取会で医師がおっしゃっていた。そのようなことがもっと理解される必要がある。そのためにも小学生、中学生などに、たばこの怖さのようなことを教えていくことが大事だと思う。
- 加藤委員** 横手で開催された意見聴取会に参加した。中に喫煙者の方もいらっしゃっていた。受動喫煙防止のためには、やはり喫煙者の方の協力、理解も必要だと思うので、そういう観点からどういった方策が良いかということが悩ましい。一方で、あまりそこに配慮してばかりでは、受動喫煙防止という目的が達成できなくなる。どういったところで持っていけば一番受動喫煙防止が実現できるのか、ということ色々な立場から考えていくことが必要である。
- 筒井委員** 意見聴取会の21名の参加者には喫煙者の方も含まれるとのことであったが、割合的には何名くらいだったか。
- 事務局** 現在吸われている方が2名、過去に吸っていてやめた方が1名いらっしゃった。
- 筒井委員** 喫煙されている方の御協力、認識が必要だと思うので、吸っている側の意識

改革が必要になってくると思うので、そういう方から伝播していく必要がある。

○**辻委員** 横手の意見聴取会に参加した。愛煙家の方にも御参加いただき、御自身からも分煙を望む、喫煙するマナーもしっかりと守らなければならないとおっしゃった上で、喫煙するということも許して欲しいというか、そんなに追いやらないで欲しいとおっしゃっていた。これからの対策として、本当は喫煙ゼロが目標であるが、現状として、いかに分煙するかを色々と考えていかなければいけないと再確認した。また、子どもたちに学校教育等をしているが、出来れば親子一緒に学ぶ機会を増やしたほうが良いという意見もあり、そのとおりだと思った。子どもが学校で学んでも、家に帰って両親に言いくらいということもある。学校教育の中に家庭ぐるみの教育も増やしていけば良いのではないか。

○**阿部委員** 大館の意見聴取会に参加し、印象に残っている意見が2つあった。一つが、もともと喫煙されていた方が妊娠したことで、胎児への影響を考えて一時禁煙したが出産後に再度喫煙を開始したということ、もう一つは、参加された喫煙者の方で、子どもさんへの受動喫煙の危険性は承知されていて、自宅で喫煙する時にも環境など配慮をしているということだったが、2つの意見とも受動喫煙の危険性は理解してくださっているが、禁煙に気持ちが向かないというところがあった。現状としてそのような方も少なくない印象を持っている。受動喫煙の危険性は理解しているが禁煙を考えないという方に対し、どのように働きかけていけば良いか、非常に難しい問題だと感じた。

○**三浦委員長** 資料を見ると、ホテル、旅館関係が敷地内、建物内の禁煙が少ない。県外のホテルはインターネット予約しようとするすると禁煙フロアから先にうまってしまう状況がある。また、秋田県に限らず、日本人だけかもしれないが、禁煙であることを知らない人が入ってきて喫煙した場合、出て行けと言うことが出来ない、つい遠慮してしまう意識がある。罰則がないとなかなか（難しい）と思う。

○**齊藤委員** 禁煙のフロアを設けているホテルは結構あるが、喫煙場所があるので敷地内、建物内禁煙に該当しないのだと思う。外国のお客様は禁煙のお部屋で全く問題ない。県内のお客様や、お客様の8割が県外の方で、（県外のお客様は）喫煙率の高い東北のお客様がほとんどであるが、その場合、禁煙室に御案内して喫煙室にチェンジする割合が50%くらいある。意外と喫煙室からうまってしまうこともある。特に部屋数が少ない宿では難しい問題である。なるべく禁煙の部屋を御案内するが喫煙を希望される場合もあり、部屋割りが難しい。外国のホテルは、ほとんどが室内禁煙だが、喫煙所は玄関付近にあり、においが充満している。台湾では、建物の中で吸えないので歩きたばこが多く、路上が汚れており、これもどうなのかと思っている。パブリックはだめだと思うが、個室の中

の禁煙をどこまで進めていくのかは悩ましい。前日も話したが、東京の銀座に新しく出来たホテルでさえ完全禁煙ではなく、禁煙室、喫煙室、両方あった。旅館、ホテルでは、意識に関しては飲食店以上にだいぶ進んでおり、意識的には高まっている。

○三浦委員長 禁煙室を増やす、禁煙フロアを増やすには少しきっかけが必要である。ほかに御意見がなければ、次に、議事4の協議に入る。

－議事4 協議 たばこによる健康被害防止の推進について、資料5を事務局から報告のうえ、協議を実施した。－

○三浦委員長 秋田県受動喫煙防止対策ガイドラインが出て、初めに嬉しかったことがゴルフの練習場、クラブハウスが室内禁煙だったことである。そのような健康に関わるスポーツ関係の所は必要である。オリンピック、パラリンピックが禁煙を勧めていることはたばこの煙がスポーツ選手の身体能力に影響を与えるということで当然のことである。委員の皆様御意見はいかがか。

○辻委員 資料5の文章についてどうか、ということか。

○三浦委員長 この検討委員会として意見をまとめるということである。

○辻委員 この時点では書けないのかもしれないが、具体性がなく当たり前のことが書いてあるので、もう少し踏み込んで目指すものは書けないか。例えば、子どもや車内は少しイメージできるようなになっているが、そのほかは措置を講ずるという感じである。今、アイデアが浮かばないが、この委員会としての提案ということであれば、少し具体的な方針があればよいように思う。

○三浦委員長 今、ここで全部決めるということでもなくともよい。後で御意見をいただくこともできる。資料として内容は文句のつけようがないが、一般の人が読むと途中でやめなくなるかもしれない。健康増進法の記載は、健康増進法の改正としてほしい。

○事務局 修正する。

○阿部委員 資料については特に意見はない。次の段階だが、1の3つめ、家庭の中での受動喫煙防止に関して、これから先どういった方向性で考えていけばいいのか。事業所、勤務先であれば色々な取組によって、自制していくことが可能だと思うが、家庭の中での意識改革についてどのように考えて実行していけばいいのか難しい。また、実際に喫

煙されている方のお考えはどうか、少し疑問に思っている。

- 齊藤委員** 受動喫煙防止、禁煙支援、若年者の喫煙の未然防止の対策があるが、それぞれに当てられる予算枠はどのように考えていらっしゃるか。

- 事務局** 現在、議会中で金額はまだ申し上げることはできないが、受動喫煙防止に関する予算や若い方々が喫煙の一步を踏み出さないための啓発普及のあり方を研究する予算、現在たばこを吸っている方をいかに禁煙につなげていくかという教室を開く予算など、事業を組み当てており、議会にお諮りしている。

- 齊藤委員** 何をするにも予算が必要である。県として健康のメインとして進んでいくのであれば、結構思い切った予算を申請していただいたほうが良いように思う。それによって掲げたことが実現していく。また、これだけたばこの害を浸透させていく中で秋田県のたばこ農家さんたちは迫害ではないが方向性としては切ないと思うので、出来れば農林政策と連携して、たばこ農家さんたちを違う業種に転換、転作させていくようなことがあれば良いのではないかと。提言に関してはこれで良いと思うので、これにあわせて具体策を作っていただきたい。

- 三浦委員長** たばこ農家の転作奨励を入れるか。

- 齊藤委員** 部署も違うので、なかなかすぐには難しいと思う。

- 三浦委員長** 漢方薬の耕作に切り替えたらいかがかと申し上げたことはある。たばこ耕作は、JT の全量買い上げで安定収入である。子どもたちの禁煙教室の際に、たばこ農家の子どもさんからこんなに害があり自分はどうしたらよいかと質問されたことがあるが、作ることと吸うことは違うということ、将来的なことを考えて欲しいと答えたことがある。

- 筒井委員** 提言内容については特に意見はない。これから先のことになるが、対策を打ち出していくにあたり、参考資料等も必要となると思うが、危険性やデメリットばかりでは喫煙者の方にはなかなか響きにくい。前回の検討委員会でも出ていたが、例えば、他県の受動喫煙防止対策のメリットや効果、たばこをやめられた方がその後どうなったかというメリットなど、明るい話題を提供していくことでさらに受動喫煙防止対策の推進につながる。プラス思考のポジティブシンキングの資料を御用意いただくよう要望する。

○三浦委員長 成功事例を周知する。

○石塚委員 視覚や聴覚に訴えていくインパクトのある周知方法もある。この資料のまとめについては、受動喫煙の防止とたばこをやめる人への支援の両輪が揃っているのだからこれで良いと思う。問題はこれから先、どのような形で具体化していくかであるが、知恵を絞っていただき、ありきたりの教室等に終始せず、より具体的に前に進むことを考えていただきたい。色々な方がストレートに感じるができるよう、真っ黒になった肺を子どもたちに見せる教育をやっているところもある。そういう怖さや、がんと非常に関係があるので数字的なこと等を訴えて、その一方でたばこをやめたい人をサポートする支援策などをセットで考えていく必要がある。

○三浦委員長 イベントの際には、真っ黒な肺の写真、模型は持っていくようにしている。吸っている方は認めたくないようである。以前、禁煙ありがとうキャンペーンを考えたことがあるがとてもお金がかかる。キャンペーンは、マスメディアの協力がなければ難しい。文言だけではなくてメディアを介したキャンペーンを進めていくという内容がよろしいか。

○石塚委員 以前、会社のCSRの一環で「早期が肝心がん検診」というキャンペーンを行ったことがある。例えば、胃がんについて早期検診のすすめをドクターに話してもらい、CMは30秒くらい、ホームページには2分くらいのものを展開したことがある。そういう努力も我々も一緒にやっていければと思う。

○加藤委員 資料5について特段意見はない。分煙というか、喫煙場所を制限してきている流れの中で喫煙者は減ってきていると思う。受動喫煙防止のためにも喫煙者を減らす、そのためには喫煙しづらい環境が必要である。一番大きな動きは、今回の法律改正であるが、連動しながら秋田県でも他県に先駆けるような政策が実現していければいいと思う。

○三浦委員長 先駆けるということでは、国の健康増進法改正よりも踏み込んだ内容で県独自の条例があれば一番良い。知事が条例について発言しているので、ここであまり言わないほうが良いだろうか。また、分煙という言葉を出していただいたが、完全分煙はありえないことをどこかに明記したほうが良いかもしれない。さらに、たばこをやめることができるという視点も大事である。県庁職員に対し禁煙外来費用を助成するニュースがあったが、1日20本たばこを吸っている人の場合、禁煙外来の費用よりもたばこ代の方が高い。最初の一週間は、たばこを吸いながら薬を飲んだりするが、それを過ぎると禁煙外来にかかることで得をする。たばこはやめることができる、ということをもう

少し強調するか。

○**石塚委員** だからこそ両輪になっていると思う。受動喫煙だけではなく、たばこをやめたい人にやめてもらい、喫煙者を減らすことが大事である。それは健康長寿日本一の政策に合致する。健康長寿日本一という柱があって、がんを減らすことがあり、その下にたばこの被害をなくすことがある。県が職員に支援するというニュースを聞いた社員が、税金を使ってやるのかという話をしていたが違うのですよね。具体的に（県民で）やめたい人たちのサポートを今後どうするか。

○**事務局** 報道された事業は、県職員が加入している健康保険組合が行う事業であり、国民健康保険や事業所に勤務している方が加入する健康保険等でも、特定保健指導の中で禁煙支援が行われており、加入者の支援制度の一つである。また、禁煙支援については、今後、禁煙講座を開くことを考えているが、たばこを吸っている方が参加するのか、たばこをやめたい人がどれだけいて、どのように動機づけしていくのかをこれから検討していかなければならない。なお、由利地域振興局福祉環境部では、今年度、禁煙講座を行っている。

○**事務局** 由利地域振興局での禁煙講座は、一般の会社にも呼びかけたが参加者は4～5人程度だったので、地域振興局の職員でたばこをやめたい人にも呼びかけ、併せて30人くらいで実施した。たばこの害についての講座、禁煙した2人の体験発表、呼気の一酸化炭素濃度を測って見ていただくことを行った。一般の方に参加してもらうことは、なかなか大変かもしれないが、ポイントとして、衛生管理者の立場の方に協力していただければ、うまくいく場合もあるのではないかという印象を持った。

○**三浦委員長** 県庁が10月から敷地内禁煙となるとのことだが、今の時点で禁煙希望者を募ることは、考える時間があるので良い。禁煙外来にくる方も吸える場所がなくなってきているという方が多いので、動機付けになっており成功率が高い。事業所、会社などでは、事業主が吸うので配慮しているという所もあるが、事業所まるごと成功した例もある。ある会社では、社員が社長を説得して禁煙とし、社員全員でたばこについて考えるようになり、意識が高くなったことで成功した。このように全部うまくいくとは限らないが、秋田県でも健康経営については企業に申し入れをしている。学校は敷地内禁煙であるのに、なぜ入社してからタバコを吸うようになるのか、上司が吸うから一緒に吸うという問題もある。事業所にも、たばこはやめられるということをもう少し強く申し入れてはいかがか。

○**齊藤委員** 提言とは違うが、がん対策を行う職員はたばこを吸う人にする、この委員会

メンバーを全員喫煙者にするということも一つかと思う。たばこを吸う方で、たばこをやめたいがきっかけがない、やめられないという場合、意識が高くなる。喫煙者だけで話し合いをしてもらうことも意識付けになるのではないか。吸う人が自分が吸わないためにどうしたら良いか考えていくとおもしろい、少し混ぜるのも良い。

○三浦委員長 なかなか大変である。以前、ある会社に喫煙者の禁煙セミナーの講師として行ったことがあるが、たばこ吸う方だけが集まると話していても大変であった。また、うまくいったというような口コミも大事なので、会社の中で禁煙キャンペーンを行う方をおいていたら良い。青年会議所はいかがか。

○筒井委員 青年会議所は企業の集まりなので、なかなか周知はできていない。自分の会社ではたばこを吸うことができる。

○三浦委員長 各事業所に禁煙推進担当をおくということはどうか。

○筒井委員 禁煙推進担当はいる。もともと吸っていた社員だが、お客様の目につく所にいる時間が長いということで、その人がやめたことでそのフロアは禁煙フロアになり、灰皿を設けて一定の場所でのみ吸うことが出来るというように変化した。

○三浦委員長 成功事例である。飲食店や事業所は別に考える必要がある。国の健康増進法改正では、小さい飲食店は吸える、吸えないを表示する方向である。県の受動喫煙防止対策ガイドラインにも、表示については入っている。国の法律の状況を見ながら、飲食店に関しては徹底していけば良いのではないか。例えば中国、韓国ではオリンピック開催により建物内は禁煙になり、外で吸っている。日本では、路上喫煙禁止が先になり、建物内での禁煙が進まなかった。提言に含めることはできないことだが、法改正に間に合わないのであれば、外での喫煙はある程度やむを得ないのではないか。飲食店に関しては、表示をきちんと行えば良い。一部の方が言っているような完全禁煙にすると売上が減るとするのは杞憂である。

○事務局 具体的に意見をお聞きしたい。資料5のうち、飲食店、事業所は、特に場所的に重点をおくべき所の例である。受動喫煙を経験される率が高いので、この2カ所を記載しているが、これ以外に、場所的に問題ではないかという所があればお聞かせいただきたい。また、子どもと妊産婦は、受動喫煙の健康被害を最も敏感に受ける方々ということで、人的に重点をおくとすれば子どもや妊産婦ではないかということで記載しているが、他にこのような方も特段の配慮をすべきということがあれば、お聞かせいただきたい。

さらに、一つめの項目については、公共の場、不特定多数の方が利用する場所については配慮するというので、裏返すと、プライベートな場と公共を切り離すという考え方が含まれている。今、申し上げたポイントは、先ほど委員長がおっしゃった条例を検討していくとなった場合、条例の中に盛り込むのはどの部分か、条例には盛り込まないが事業としてやるべきではないか、という振り分けが将来的には必要となってくることを意識して書いている。こういった視点で、場所と人について御意見があれば、追加でお教えいただきたい。

○三浦委員長 絶対的に敷地内禁煙でなければならないとあらゆる方が理解できるのは病院・診療所と学校である。そういう点では、子ども、妊産婦に加え、病気をお持ちの方もいる。病気といっても色々あり、精神科の患者さんの場合は、たばこを吸わなければという方もいらっしゃる。病気をお持ちの方という言葉が良いか分からないが、受動喫煙の影響がある一番分かりやすい病気としては気管支喘息、心臓病があるが、具体的な病名を上げるわけにはいかない。

○石塚委員 例えば病院では、敷地内禁煙をすすめるので、病気の方はそこに含まれると思う。やはりインパクトがあるのは、子どもと妊産婦なので、範囲を広げると分かりにくくなり、訴求効果がなくなるような感じがする。付け加えていただけるのであれば、子どもの教育、小学生からの教育について、たばこを喫煙することの怖さや害を子どものうちから植え付けることはどうか。受動喫煙もそうであるが、将来的に喫煙を減らすことも必要である。

○加藤委員 1の3つめ、子どもと妊産婦の受動喫煙の関係では、今後どのような枠組みを目指すのかということになるが、東京都では子どもにしぼって条例を作っている。妊産婦との違いでは、自らの意思で受動喫煙を避けることのできない度合いが、子どもさんのほうが強いし、妊産婦さんは子どもと比べれば、ある程度避けることができるということがある。仮に、条例ともなれば、子どもにしぼったほうが作りやすい面もあると思った。受動喫煙を防ぐ立場としても、子どもははっきりと分かるが、妊産婦さんの判断はどうするかということもある。施策を作る面では良いが、仮に条例という方向性を目指す場合は、子どもと妊産婦を同列に上げていて大丈夫なのかなと思った。

○齊藤委員 多数の者が利用する公共の場とあるが、多数、公共という定義はあるか。

○事務局 多数として特に目安となる具体的な数字はなく、公共性も場所によって違うが、例えば県庁であればあらゆる方々がいるので公共性が高いが、例えば会員制のクラブであれば限定されてくる。レベルが少し違うかと思う。

- 齊藤委員** 多数の者が利用する公共の場については受動喫煙防止で良いかもしれないが、行政機関については一切禁止という強い言葉を入れても良いのではないかと。また、子どもという言葉ではなく、未成年という方が良いかもしれない。文言の調整は少しあってもよい。
- 三浦委員長** 行政機関は積極的に敷地内禁煙に取り組むべしというようなことである。
- 辻委員** 資料5は、これだけが提出されていくのか、説明資料をつけるのか、今は考え方としてどうかということを検討するのか。おっしゃっていただいたように、敷地内は禁煙とはっきりと明言することがこの時点で必要か、今書き込んだほうが良いのか、またはこの後引き続き具体化していくことが良いのか。それぞれの言葉についても、どこまで掘り下げていくのか、少し混乱している。
- 三浦委員長** 今回はこのまとめの資料1枚を出すので、これについてこのような意見があるということは出てはいかないか。
- 事務局** 資料5については、検討委員会で県としてのあるべき方向性をいただき、それをもとに今後の県の対策をとっていくという位置づけである。具体的な内容や文言の整理については、この検討委員会の場で意見をいただくだけでなく、後ほど事務局に御意見をいただき、事務局が委員長と相談するということでも良い。いずれにしても、委員の意見として1つのものを方向性としてまとめていきたいと考えている。
- 三浦委員長** 委員の皆様、方向性としてはよろしいか。具体的なことは付け加えていく。
- 石塚委員** 今回、このような形で検討委員会で意見をまとめ、意見を県に具申するが、今後、条例であるとか、工程表とかタイムスケジュール等はお持ちか。
- 事務局** 御承知のとおり、知事は議会等を通して、たばこ対策を強めていくことを発信している。条例を視野に入れて検討していくという答弁もしている。このような知事の考えを受けて検討委員会で対策を御検討いただいているものである。この検討委員会では、資料5をまとめたものをいただいたうえで、来年度、条例制定の検討に向けて内容をつめていきたいと考えている。
- 三浦委員長** 委員の方には、次の検討委員会に引き続き参加していただけるということではよいのか。

○**事務局** その通りである。今年は7名の方に委員になっていただいているが、現在、議会に予算案を出しており、予算が通れば、来年度は委員の人数を増やし、業界の方等も加えて、御検討いただくことを予定している。

○**三浦委員長** 今年の検討委員会は、広聴会（県民の意見を聴く会）も行い、みんなでいい形で県に方向性を伝えたいというものであったと思う。

我々は吸っている方を排除するとは申し上げていない。吸う権利はある。短命県として有名な青森県も頑張っており、秋田県も今、必死でなんとかしなければならないということである。

今後、事務局で最終案を作成し、各委員に確認していただくこととする。